

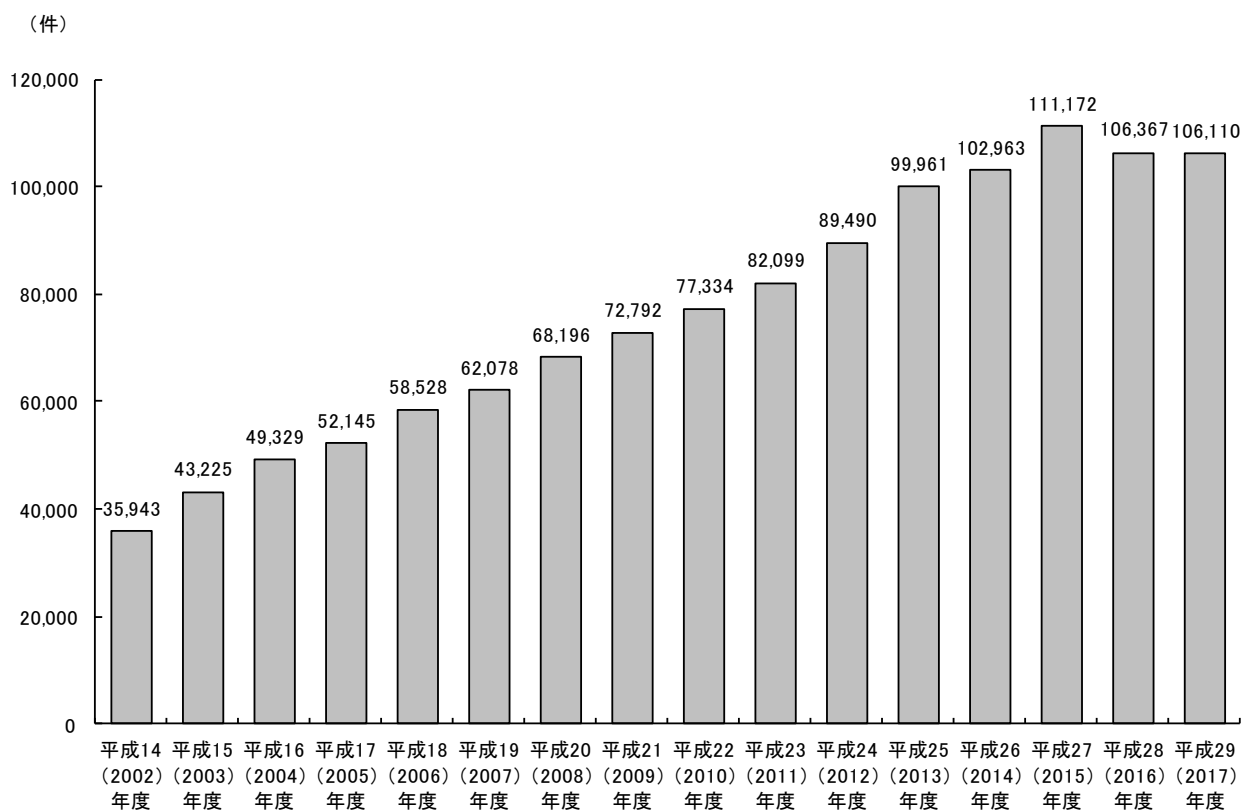
領域Ⅳ 配偶者暴力対策

Ⅳ－１ 配偶者暴力

１．各機関等における暴力相談件数・相談の状況（全国・都の配偶者暴力相談支援センター、警視庁、区市町村）

平成 29（2017）年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた配偶者暴力に関する相談件数は 106,110 件であった。配偶者暴力防止法が全部施行された平成 14（2002）年度以降、平成 27（2015）年度まで毎年度増加してきたが、昨年度に続き前年度を下回った。

図表Ⅳ－１－１－１ 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数の推移（全国）



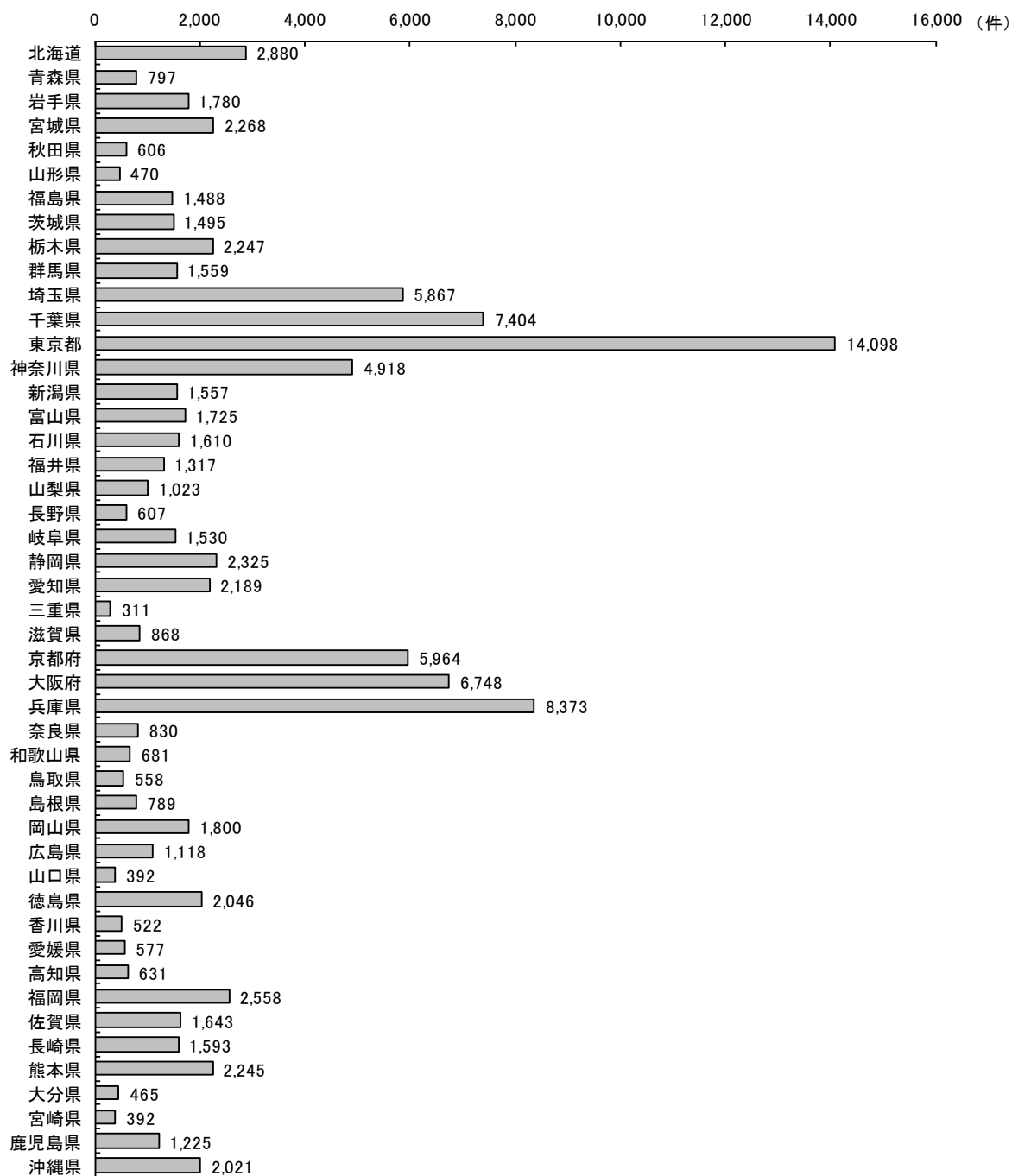
注：件数は、被害者本人からの相談件数

資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等」（平成 29 年度分）

IV 配偶者暴力対策

平成 29 (2017) 年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた配偶者暴力に関する相談数（合計 106,110 件）を都道府県別にみると、東京都が 14,098 件と全国で最も多く、全国の 13.3%を占めている。

図表Ⅳ－１－１－２ 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数（全国）



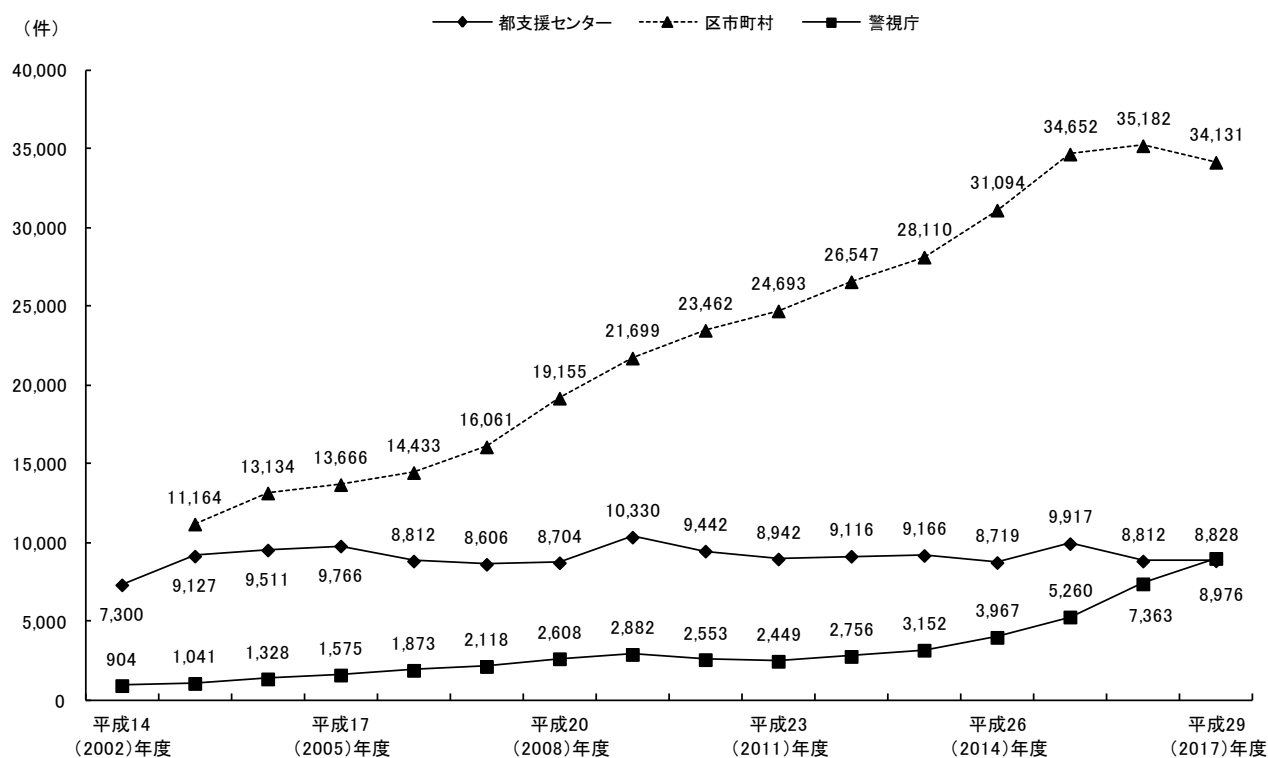
注 1：全国 278 か所の配偶者暴力相談支援センターにおける被害者本人からの相談件数等を集計（平成 29（2017）年 4 月 1 日から平成 30（2018）年 3 月 31 日）

注 2：東京都の相談件数は、東京ウィメンズプラザ、東京都女性相談センター、港区家庭相談センター、板橋区、江東区、中野区、豊島区、葛飾区、練馬区、台東区、荒川区、北区、江戸川区、杉並区、新宿区配偶者暴力相談支援センターの相談件数の合計

資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等」（平成 29 年度分）

平成 29（2017）年度に都内で受け付けた配偶者暴力相談は、区市町村扱いが 34,131 件で最も多く、都配偶者暴力相談支援センターが 8,976 件、都支援センターが 8,828 件である。平成 24（2012）年度以降は警視庁扱いが増加している。

図表Ⅳ－１－１－３ 都内相談件数の推移（東京都配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁）



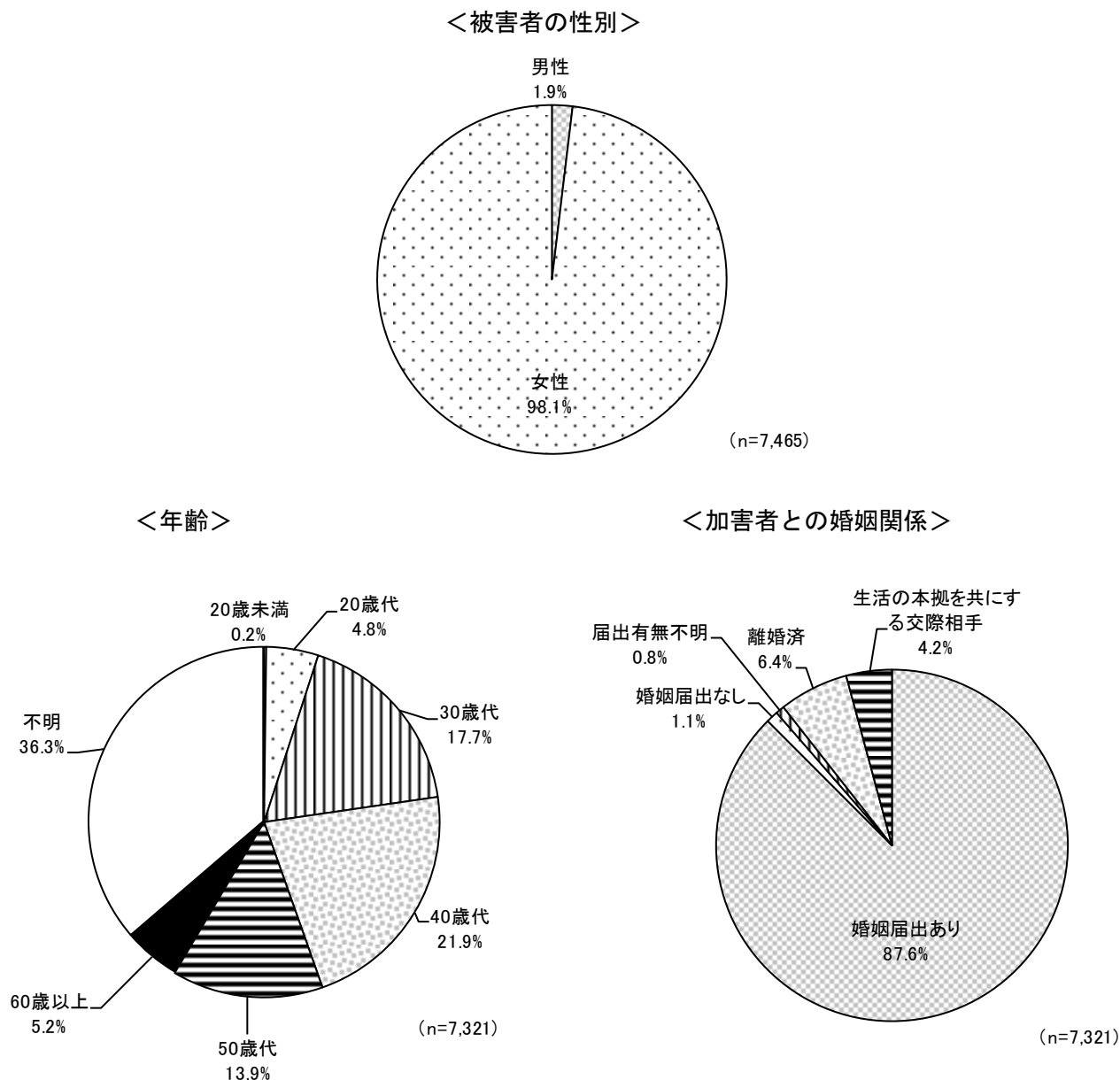
注 1：相談件数には被害者本人以外からの相談も含む。

注 2：都支援センターの相談件数は、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センターの相談件数の合計

資料：東京都生活文化局調べ

平成 29（2017）年度の東京都配偶者暴力相談支援センターにおける相談の被害者は 7,465 人で、被害者の 98.1%を女性が占めている。女性被害者の年齢をみると、40 歳代が 21.9%、30 歳代が 17.7%、50 歳代 13.9%の順となっている。女性被害者の加害者との関係では、「婚姻届出あり」が 87.6%を占めている。

図表Ⅳ－１－１－４ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談からみた被害者の属性（都）



注 1：東京都配偶者暴力相談支援センター（東京ウィメンズプラザ及び東京女性相談センター）が実施した配偶者暴力被害者本人の電話相談及び来所相談を対象に集計（平成 29（2017）年 4 月から平成 30（2018）年 3 月）

注 2：＜年齢＞と＜加害者との婚姻関係＞は、＜被害者の性別＞が「女性」の 7,321 人を対象に集計

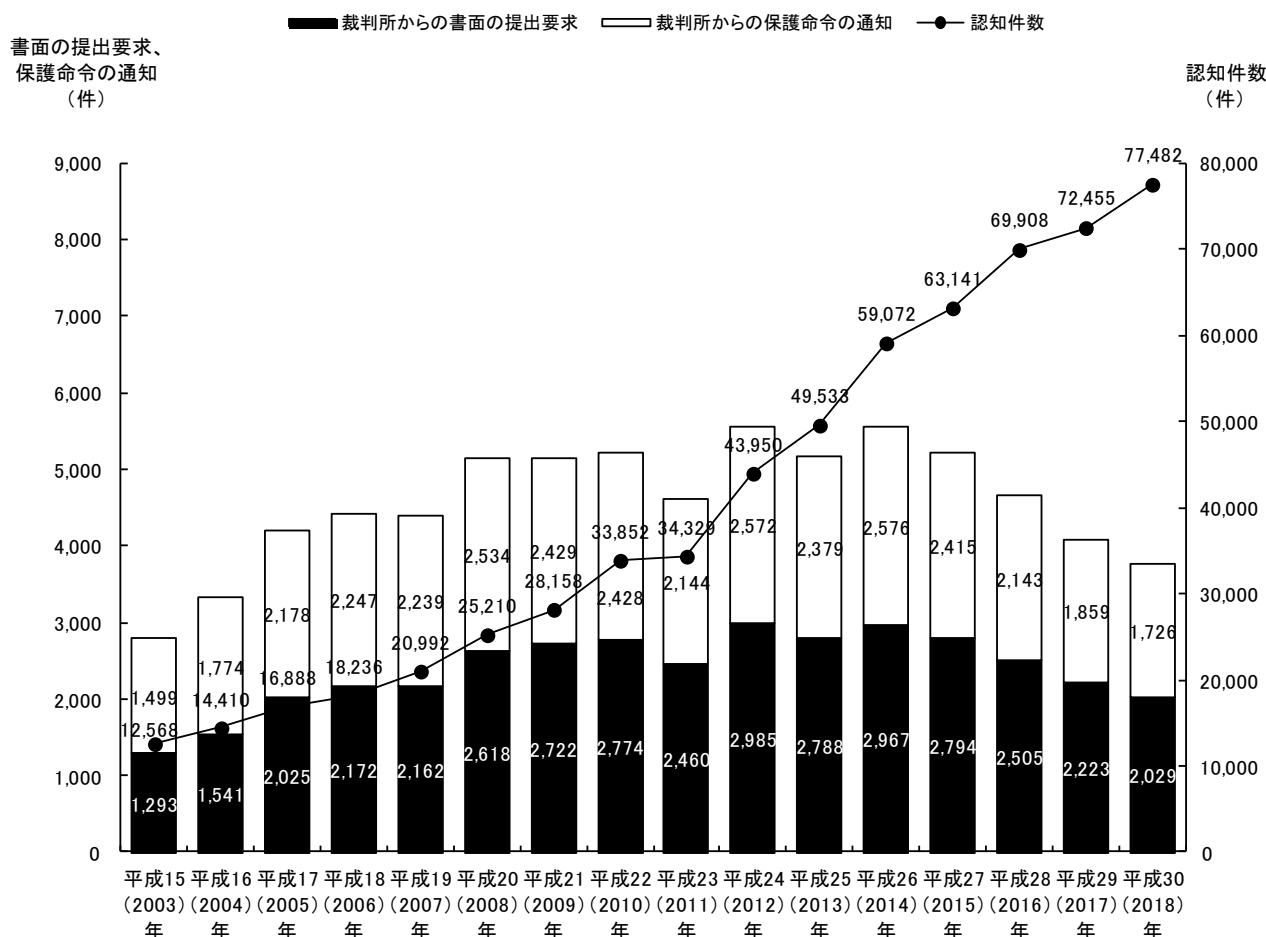
注 3：四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

資料：東京都生活文化局調べ

2. 警察が取り扱った配偶者暴力の状況

全国の警察が取り扱った配偶者からの暴力事案の認知件数は、平成 30（2018）年は 77,482 件であり、前年に比べて 5,027 件（6.9%）増加した。また、配偶者暴力防止法に基づく保護命令等に係る警察の対応状況は、「裁判所からの書面の提出要求」が 2,029 件、「裁判所からの保護命令の通知」が 1,726 件となっている。

図表Ⅳ－１－２ 警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移（全国）



注 1：認知件数は、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注 2：認知件数には、婚姻関係等が解消したものも平成 16 年 12 月 2 日から計上している。また、配偶者暴力防止法の改正により、平成 20 年 1 月 11 日から「生命等に対する脅迫」を受けた相談等についても計上している。

資料：警察庁「平成 30 年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

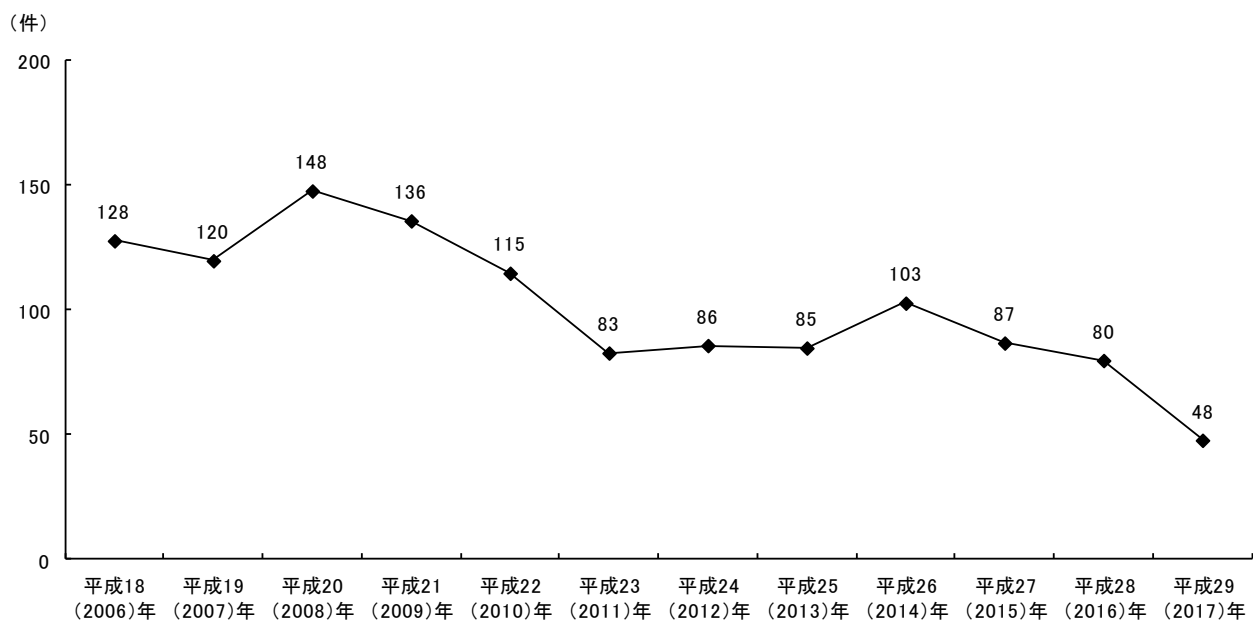
Ⅳ 配偶者暴力対策

３．保護命令発令件数

配偶者暴力に関する保護命令発令件数は、都では平成 20 (2008) 年以降減少傾向にあり、平成 29 (2017) 年は 48 件となっている。全国では平成 29 (2017) 年は 1,826 件であった。

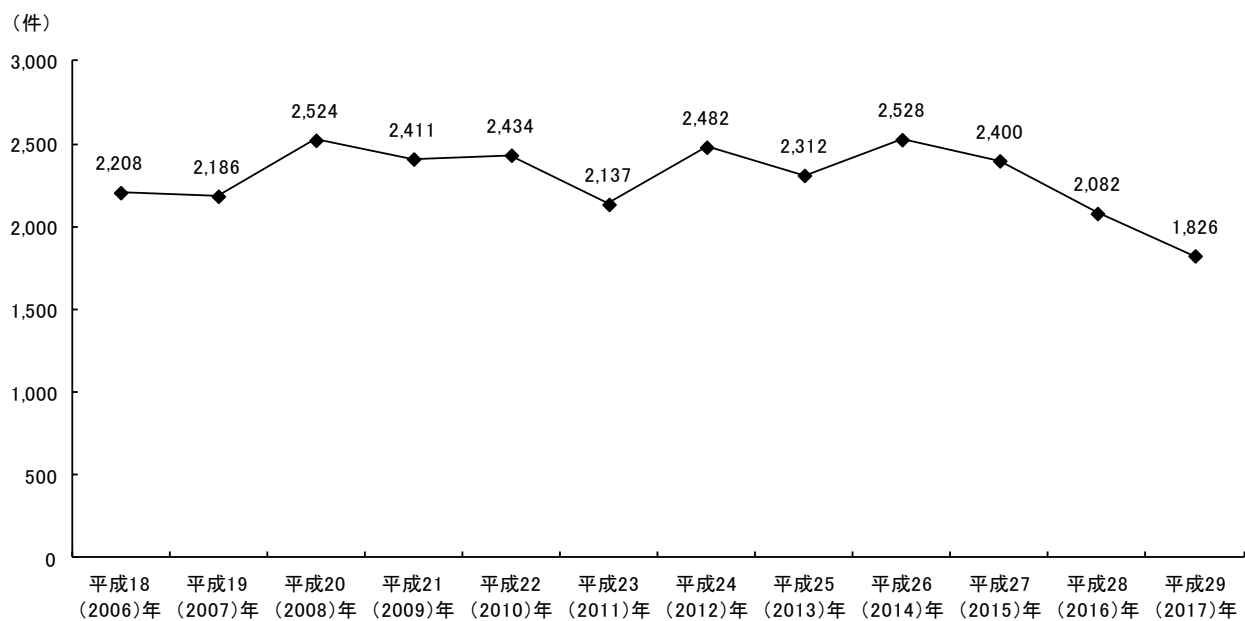
図表Ⅳ－１－３ 配偶者からの暴力に関する保護命令発令件数の推移（都・全国）

<都>



資料：警視庁「警視庁の統計」（平成 29 年）

<全国>



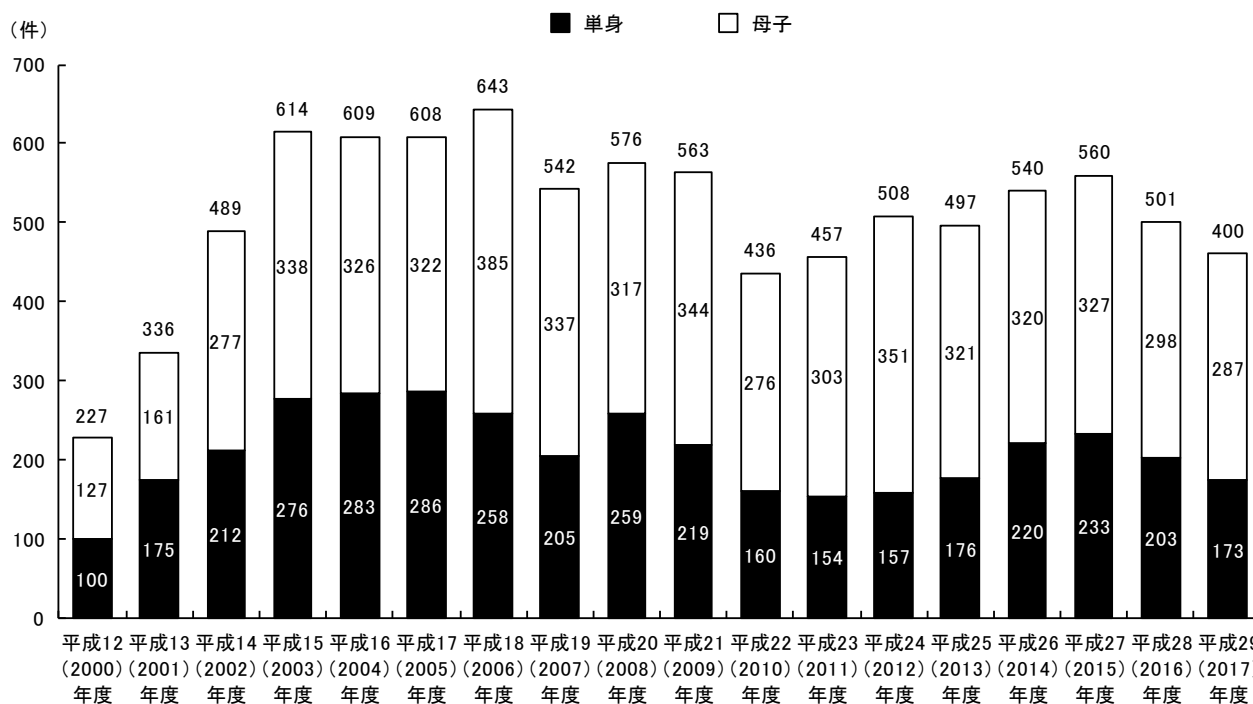
注：最高裁判所資料より作成

資料：内閣府「平成 30 年版男女共同参画白書」

4. 配偶者暴力における一時保護件数の推移

都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数は、平成 29（2017）年度は単身での保護が 173 件、母子での保護が 287 件、合わせて 400 件であった。

図表Ⅳ－１－４ 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移（都）



注1：母子、単身の別は、入所時の状況による区分である。

注2：一時保護とは、暴力から逃れ、家を出た被害者や子供たちの安全を確保するため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づき保護することをいい、上記件数は、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号による件数を指す。

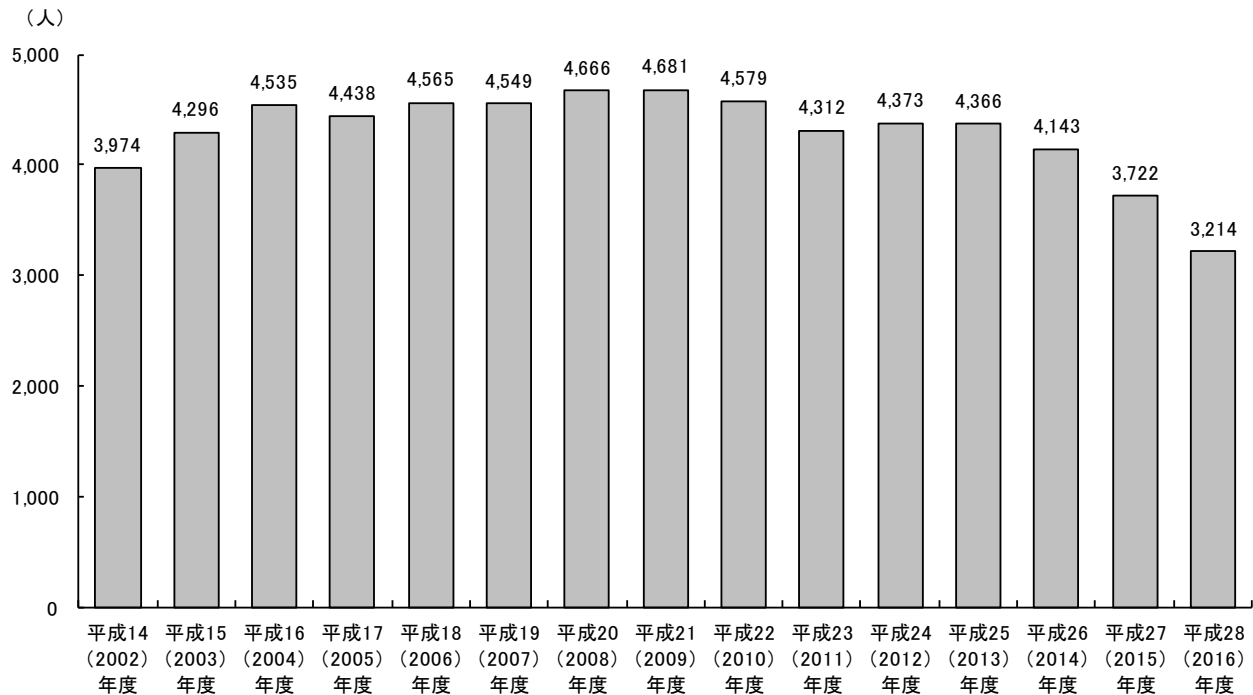
資料：東京都生活文化局調べ

Ⅳ 配偶者暴力対策

5. 婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数の推移

全国の婦人相談所において夫等の暴力により一時保護された女性の人数は、平成 28（2016）年度は、3,214 人であった。平成 15（2003）年以降、4,000 人を超える状態が続いていたが、近年は減少傾向にある。

図表Ⅳ－１－５ 婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数の推移（全国）



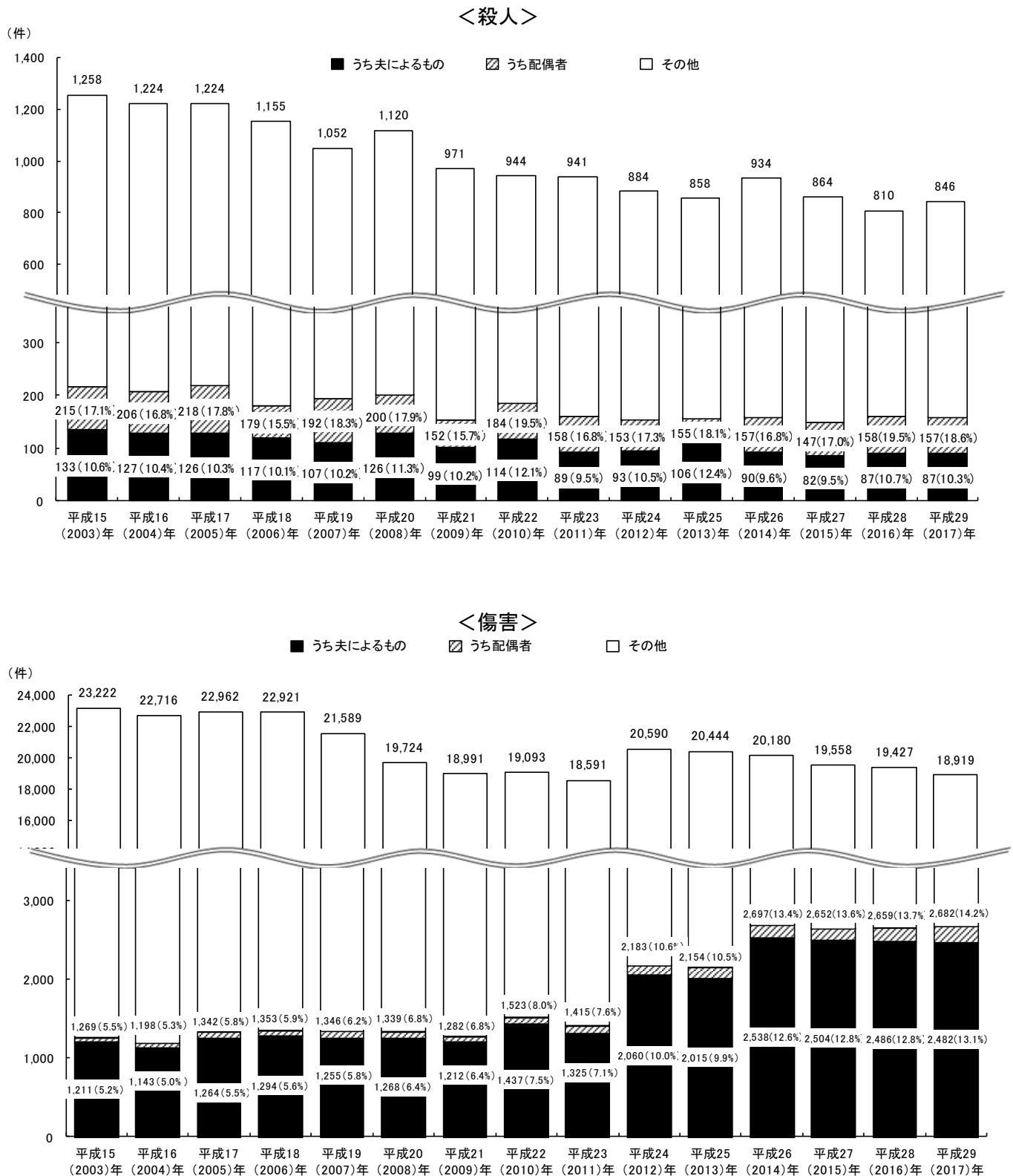
注：一時保護委託分を含む。

資料：厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課「婦人保護事業実施状況報告の概要」（平成 28 年度）

6. 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移（全国）

全国の犯罪の総検挙件数に占める配偶者による犯罪の件数は、殺人では平成 29（2017）年は 846 件のうち 157 件であり、そのうち 87 件が夫によるものであった。傷害では、平成 29（2017）年は 18,919 件のうち、2,682 件が配偶者によるものであり、そのうち 2,482 件が夫によるものであった。

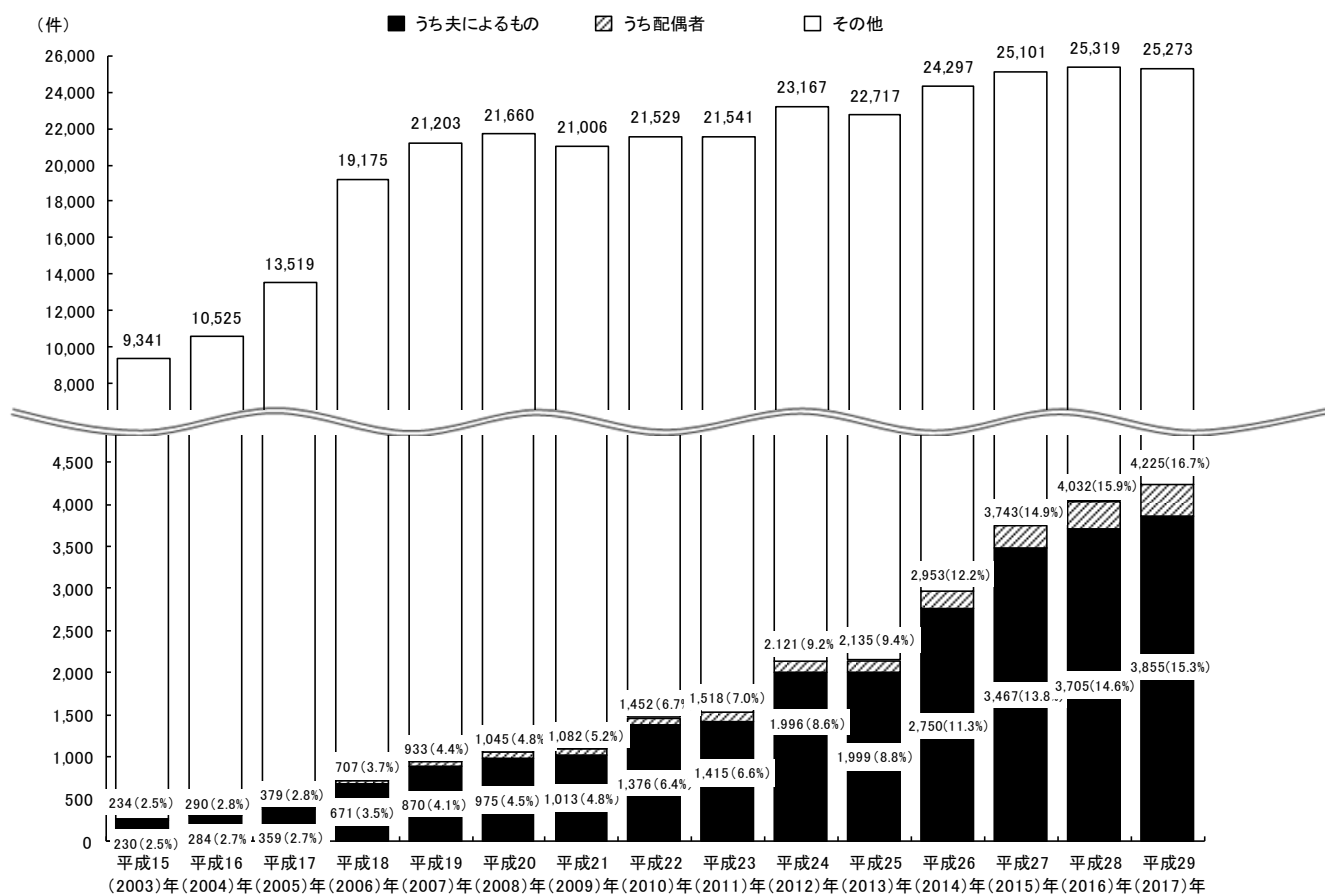
図表Ⅳ－１－６ 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移（全国）



IV 配偶者暴力対策

暴行では、平成 29（2017）年は全国で 25,273 件のうち 4,225 件が配偶者によるものであり、そのうち 3,855 件が夫によるものであった。

< 暴行 >



注 1：解決事件を除く。

注 2：配偶者には内縁関係にある者を含む。

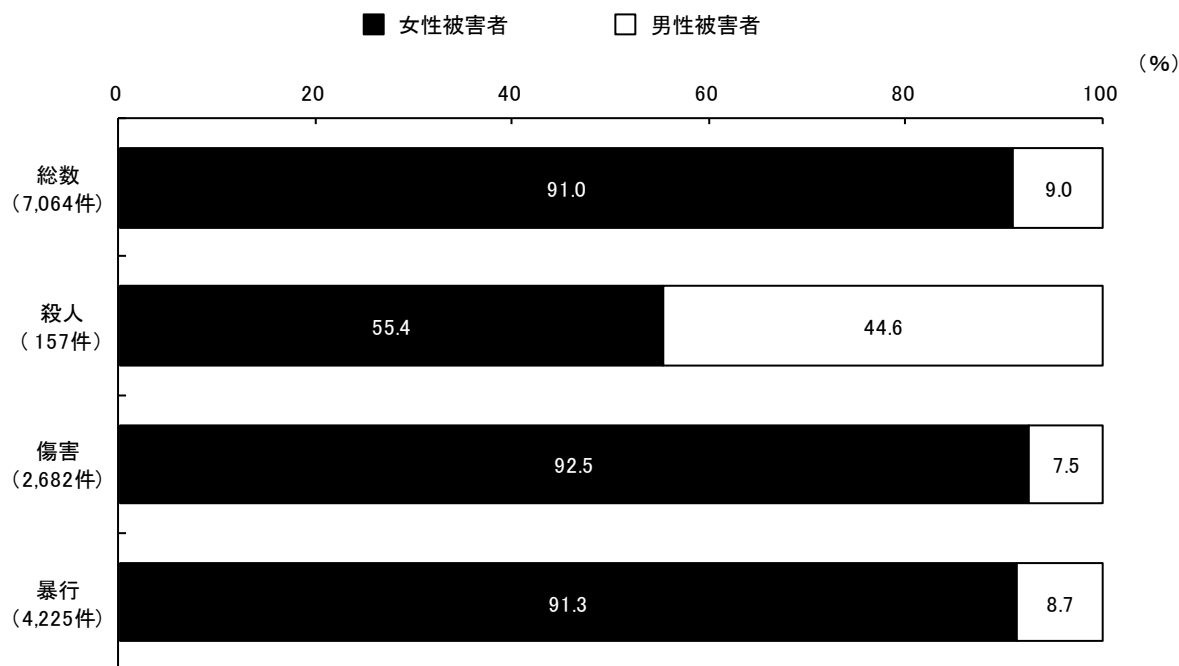
注 3：いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、配偶者間における多様なものが含まれる。

資料：警察庁「平成 29 年の犯罪情勢」

7. 配偶者間における犯罪の検挙状況

配偶者間における暴力で女性が被害者となった割合を罪種別にみると、殺人は55.4%と他の罪種に比べて低くなっているが、傷害は92.5%、暴行は91.3%と高い割合になっている。

図表Ⅳ－１－７ 配偶者間における犯罪の検挙事案に占める被害者の男女比（全国）



注1：平成29（2017）年の数値。

注2：警察庁資料より作成。

注3：解決事件を除く。

注4：配偶者には内縁関係にある者を含む。

注5：いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、配偶者間における多様なものが含まれる。

資料：内閣府「平成30年版男女共同参画白書」